## 熊本県の最低賃金



## 必ずチェック最低賃金!使用者も、労働者も。

熊本県内で事業を営む使用者は、この最低賃金より低い賃金で労働者を使用することはできません。 派遣労働者については、派遣先の事業場に適用されている最低賃金が適用されます。

地域別最低賃金と特定(産業別)最低賃金の両方が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

## 熊本県地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額(時間額)	効 力 発 生 日	適用範囲
熊本県最低賃金	<b>1,034</b> <sub>⊢</sub>	令和8年1月1日	熊本県内のすべての労働 者に適用されます。

## 熊本県特定(産業別)最低賃金

版本宗付足(连条別)取凶員並					
産業	最低賃金額(時間額)	効 力 発 生 日	適用除外等		
電子部品・デバイス・電子回路、電気 機械器具、情報通 信機械器具製造業	<b>1,063</b> <sub>円</sub>	令和8年1月1日	次に掲げる者を除きます。 〇18 歳未満又は 65 歳以上の者 〇雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの(※) 〇清掃又は片付けの業務に主として従事する者 〇「電子部品・デバイス・電子としてで電気機械器具、情報は、情報は、情報は、手作報は、手により又はよ手工具若しくは小型動力機を用いて、以上により、がり、はんだ付け、がり、はんだ付け、がり、はんだ付け、説明、はんだ付け、説明、はんだ付け、語の業務(これらの業務(これらの業務(これらの業務(これらの業務)		
自動車·同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業	<b>1,074</b> ⊢	令和8年1月1日			
	(改正なし 855円)	(令和4年12月15日)	務のうち流れ作業で行う業務を 除く。)に主として従事する者		
百貨店,総合スーパー	*最低賃金法第6条第1項により、 令和8年1月1日からは 1,034 円 が適用されます。	<u>令和8年1月1日</u>	(※)外国人技能実習生は、この「技能習得中のもの」には該当しないため、特定(産業別)最低賃金適用の対象になります。		

- 注1 最低賃金は、常用・臨時・パート・学生アルバイトなどすべての労働者に適用されます。
- 注2 最低賃金には次の賃金は含まれません。
  - ①臨時に支払われる賃金(結婚手当など) ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
  - ③時間外割増賃金など ④休日割増賃金など ⑤深夜割増賃金など ⑥精皆勤手当、通勤手当および 家族手当
- 注3 特定(産業別)最低賃金の産業の名称は、日本標準産業分類によるものです。